

## 一九七七年以前出土の木簡（二〇〇）

奈良・平城宮跡<sup>へいじょうきゆう</sup>

もの一二点（うち削屑一点）を紹介する。

1 所在地 奈良市佐紀町

2 調査期間 第九七次調査 一九七六年（昭51）四月～七月

3 発掘機関 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部

4 調査担当者 鈴木嘉吉（代表）

5 遺跡の種類 都城跡

6 遺跡の年代 古代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

調査区は、平城宮跡の中央区朝堂院地区の東北隅にあたる。主な検出遺構は、朝堂東第一堂、中央区朝堂院の東を限る南北堀・築地、基幹排水路などで、宮造宮以前を含め、四時期の遺構を確認した。木簡は、基幹排水路SD三七一五から二〇点（うち削屑八点）、これに設けられた堰状遺構SX八四一一から三八点（うち削屑三四点）、SD三七一五に東から注ぐ東西溝SD八四一九から五点（うち削屑二点）、計一六三点（うち削屑四四点）出土した。今回は、代表的な

SD三七一五は、平城宮の第一次大極殿院、中央区朝堂院の東方を南北に流れる基幹排水路で、本調査では南北約三〇m分検出した。これまでに、第四一次・第一〇二次・第一一一次・第一三六次・第一四〇次・第一五七次・第一五七次補足・第一七一次の各調査でも、木簡が出土している（本誌第一・四・五・七・八・一〇号。第一〇二次は本誌未報告）。奈良時代前半以降奈良時代を通じて存続するが、二回の改修が行なわれ、埋土は上層・中層・下層に大別される。下層の出土木簡には神亀年間から天平初年までの年紀があり、上層の出土土器には、奈良時代末から平安時代初頭までのものが含まれる。SX八四一一は、溝に付設する一辺約四mの不整形を呈する堰状遺構で、杭列やそれに落ち込んだ板材の一部とともに、木簡が出土した。SX八四一一下層には、溝SD三七一五下層の暗灰色粘土が堆積しており、両者から出土した木簡は、出土層位や内容的にみて、一連の木簡と判断できる。

SD八四一九は、SD三七一五に東から流入する東西溝で、SD三七一五上層の時期以前に廃絶する。

(1) 「進上瓦三百七十枚女瓦百六十枚  
鑄瓦七十一枚 宇瓦百卅八枚 功冊七人十六人各十枚  
九人各八枚 廿三人各六枚」

・「付葦屋石敷 神龜六年四月十日穴太□  
主典下道朝臣 向司家」

266×23×2 011

(2) 「武部省召 右大舎人寮 内薬司 陰陽寮 右省」

「西高殿四人 □ □

(137)×11×6 081

・「閏□月十六日  
〔川カ〕」

198×(25)×4 081

(6) 申 木屋司御前

091

(3)

「□ □ 里工作高殿料短枚桁」一枝

□  
(261)×(22)×4 081

(7) 村  
〔引坐カ〕 麻田小斗四村□引坐

(258)×(9)×3 081

(4)

「造東高殿飛驒工□□

(121)×(33)×3 081

(8) 神龜二年四月六日土師宿祢 『老』 (161)×(20)×3 081

(9)

- ・**×敷郡青郷川辺里庸米六斗**□秦  
(112)×29×4 081
- ・天平一年十一月

(10)

- ・**「上総三相模十八人能登一人**常陸一人  
189×44×4 011
- ・**「合廿三人**」

(11)

郷赤搗米六斗△

(88)×22×7 039

(12)

- ・**□□□□**

・**「天平□年**〔五カ〕**一月十六日**

(200)×(10)×2 081

(13)

S D八四一九

- ・**□□□**
- ・元年正月

奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報』一一(一) 九七七年

同『奈良国立文化財研究所年報一九七七』(一九七七年)

同『昭和五一年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』(一九七七)

(山本 崇)

(1) は瓦三七〇枚を進上した際の送り状。女瓦は平瓦、字瓦は軒平瓦、鐘瓦は軒丸瓦を指す。他にも「進上女瓦」〔字カ〕「□瓦冊枚□車一両」(〔平城木簡概報〕一一)など、瓦の進上にかかる木簡が出土している。(2) は中務省などの官司に宛てた式部省の召文。閏二月は当該期に四回あるが、共伴する遺物からすると、天平五年(七三三)の可能性が高い。(3)~(5) にみえる「高殿」「東高殿」「西高殿」は、第一次大極殿院南面築地回廊に付設された東西楼と考えられ、出土した造営関連木簡もこれと関わるものか。(6) は「某御前」の書式をとる木屋司宛の上申文書の削屑。木屋司は泉木津に置かれた材木の集積管理所。(7) は建築部材の調達に関わる木簡。(8) は若狭国遠敷郡青郷(『和名抄』の若狭国大飯郡阿遠郷)からの庸米の荷札。(10) は上総など四カ国からの人夫の数を記した木簡。(11) は赤搗米の木簡。なお、第九七次調査においてSD三七一五から出土した紀年木簡は、神龜三年(七二六)から天平五年までであり、この頃、高殿(東西楼)が付設されたことを示すと思われる。